

岩内町地域公共交通計画の概要

1. 経緯

令和3年3月31日作成
令和3年4月1日公表
令和7年6月30日改訂
令和7年9月1日改定版公表
令和8年1月13日改訂
令和8年2月20日改訂版公表

2. 岩内町地域公共交通計画の区域

岩内町全域

3. 岩内町地域公共交通計画に関する基本方針

基本方針として、「1 持続可能な公共交通の実現に向けた町内公共交通ネットワークの形成」「2 公共交通利用促進・活性化に向けた取組の強化・充実」「3 地域が一体となった取組の展開」「4 広域移動を支える路線の維持・確保」の4つを掲げております。町、地域住民、交通事業者、関係機関などの連携のもと、将来にわたり持続可能であり、かつ地域自らがデザインする公共交通の実現を目指してまいります。

4. 岩内町地域公共交通計画の目標

【基本方針1】 持続可能な公共交通の実現に向けた町内公共交通ネットワークの形成
目標(KPI)地域公共交通利用者満足度 60%

【基本方針2】 公共交通利用促進・活性化に向けた取組強化・充実

目標(KPI)岩内循環バスノッタライン 年間利用者数 45,000 人／運賃収支率 25.0%

円山地域乗合タクシー 年間利用者数 7,000 人／運賃収支率 15.0%

【基本方針3】 地域が一体となった取組の展開

目標(KPI)地域が一体となって実施した事業数 3 事業

【基本方針4】 広域移動を支える路線の維持・確保

目標(KPI)路線バス公的負担額 (対象：雷電線、神恵内線／しおかぜライン、小沢線)
補助金額、各路線基準年度+50%以内

5. 事業の概要及び事業の実施主体

- ・ 円山地域乗合タクシーの運行 (岩内町)
- ・ 町内路線網の検証・再編の実施 (岩内町、運行事業者)
- ・ クロスセクター効果の検証 (岩内町)
- ・ アンケートBOXの設置 (岩内町)
- ・ 地域公共交通維持・改善に向けた新たな調査票の検討 (岩内町)

- ・「いわない公共交通マップいわなび」の作成（岩内町）
- ・「バス・タクチャレンジライド!!（仮称）」等の実施（岩内町、運行事業者）
- ・有料広告の設置（岩内町）
- ・キャッシュレス決済の導入（岩内町）
- ・運転免許返納者に対する取組の検討（岩内町、運行事業者）
- ・ノーカードの実施（岩内町）
- ・児童生徒の通学利用者に対する取組の検討（岩内町、教育委員会）
- ・商店街連合会との連携（岩内町、運行事業者、商店街連合会）
- ・観光面におけるハイヤー・タクシーとの連携（岩内町、運行事業者、観光施設等）
- ・既存施設との連携（岩内町、運行事業者、各施設）
- ・地域公共交通活性化基金の設置（岩内町）
- ・共通乗車回数券の導入（岩内町、岩宇地域公共交通活性化協議会）
- ・路線維持のための運行補助の実施（岩内町）
- ・公共交通による市町村情報の発信（岩内町）

6. 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

事業の実施においては、常に Plan（事業計画）・Do（実施）・Check（評価）・Act（改善点の抽出）のPDCAサイクルにより計画を推進し、必要に応じて事業内容の見直しを行うものとします。具体的には、毎年度末に計画登載事業に係る達成状況を岩内町地域公共交通活性化協議会内で審議し、A～Eまでの5段階で評価します。

【A～Eまでの評価】

- A・・・順調に推移している
- B・・・ほぼ順調に推移している
- C・・・やや遅延している
- D・・・かなり遅延している
- E・・・達成困難

各登載事業において、E（達成困難）と評価された場合、当該事業の課題点、問題点について協議し、事業内容の見直しを行います。また、登載事業が順調に推移し、2年度連続でKPI（最重要業績評価指数）を達成した場合は、新たな目標値を設定し、その達成に向けた取組を進めます。達成度等を指標化しづらい事業内容も含まれますが、より良い取組へ向けて事業の検証を行うものとし、必要に応じて計画全体の見直しを行います。

7. 計画期間

令和3年度～令和9年度

8. 法第6条に定める協議会の有無

（平成26年2月25日、名称：岩内町地域公共交通活性化協議会、構成員：別添）
無

9. 法第5条第10項に定められている関係者との協議

具体的な協議相手先及び協議成立年月日（8. において「有」の場合：8. の協議会による協議成立年月日）令和7年6月30日、令和8年1月13日

10. 法第5条第7項に定められている利用者の意見の反映

- ・改定にあたり岩内町地域公共交通活性化協議会に以下の団体からメンバーが参画し3回にわたって協議会で議論を行いました。
 - ・岩内町小中学校校長会
 - ・北海道岩内高等学校
 - ・岩内町PTA連合会
 - ・岩内町社会福祉協議会
 - ・岩内町老人クラブ連合会
 - ・岩内町身体障害者福祉協会
 - ・岩内女性の会
 - ・岩内商工会議所 中小企業相談所
 - ・いわない商店街連合会
 - ・岩内観光協会

11. その他

- ・法第7条による提案の有無（有の場合その概要）→無
- ・送付時点において国の支援制度の活用を想定している場合は、その内容
 - 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助金）、「交通空白」解消等
 - リ・デザインプロジェクト（令和6年度地域公共交通確保維持改善事業補助金）
 - 地域公共交通特定事業（地域公共交通利便増進実施計画）